

熊谷市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和5年5月29日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和4年度教育委員会定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

教育総務課、熊谷学校給食センター、江南学校給食センター、学校教育課、教育研究所、江南幼稚園、社会教育課、江南文化財センター、中央公民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、成田小学校、玉井小学校、富士見中学校、大原中学校

(2) 対象事務

令和3、4年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか。
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか。
 - ③ 納入の通知は適正に行われているか。
 - ④ 補助金申請の手続は適切にされているか。
 - ⑤ 債権管理は適正に行われているか。
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか。
 - ② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務
 - ① 安易に随意契約を採用していないか。
 - ② 契約の履行に問題はないか。
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか。
- (4) 補助金
 - ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
 - ② 実績報告書を提出させているか。
- (5) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか。
 - ② 備品の登録に漏れはないか。
 - ③ 薬品類や刃物の管理は適切か。
- (6) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 中学校電柱等使用料
- (ウ) 入学準備金貸付金元利収入
- (エ) 熊谷学校給食センター電柱等使用料
- (オ) 熊谷学校給食実費徴収金
- (カ) 学校給食センター不用品売払収入
- (キ) 江南学校給食センター電柱等使用料
- (ク) 江南学校給食実費徴収金
- (ケ) スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金
- (コ) 市内遺跡発掘調査費補助金
- (サ) 熊谷地域公民館使用料
- (シ) 妻沼地域公民館使用料
- (ス) 武道館使用料

イ 支出事務

- (ア) 江南給食センター維持管理経費「情報機器借上料」
- (イ) 部活動地域連携事業「講師等謝金」
- (ウ) 市史編さん事業「器具購入費」
- (エ) 地域公民館管理運営経費「器具購入費」

ウ 契約事務

- (ア) 浄化槽(合併処理浄化槽・汚水三次処理施設)維持管理測定業務委託①
- (イ) 浄化槽清掃業務(妻沼)①
- (ウ) 中学校英語力向上事業業務委託
- (エ) 熊谷市スポーツ・文化村の管理に関する協定書
- (オ) 熊谷市立市民ホール空調設備等保守点検業務委託
- (カ) 熊谷市立荻野吟子記念館の管理に関する協定書
- (キ) 令和3年度熊谷市立武道館建築物及び建築設備定期報告業務
- (ク) 防火設備定期検査報告業務
- (ケ) 熊谷市立文化センター文化会館ホール音響設備保守点検業務委託
- (コ) 熊谷市立文化センター消防設備保守点検業務委託
- (サ) くん蒸業務委託
- (シ) 企画展「自然科学展～さいたまの動物たち～」展示資料運送業務委託
- (ス) 運送業務委託(企画展「熊谷を彩る発掘出土品展」資料搬入・搬出等)

エ 補助金

- (ア) 熊谷市学校保健会補助金
- (イ) 熊谷市立学校体育施設開放運営協議会交付金
- (ウ) 熊谷市地域芸能振興事業補助金

オ 財産管理

- (ア) 備品台帳一覧表
- (イ) 刊行書籍の在庫管理簿

カ その他

- (ア) 出勤簿
- (イ) 育英資金貸付基金

(2) 小学校及び中学校における実地監査

ア 監査対象校（抽出により4校）

成田小学校、玉井小学校、富士見中学校、大原中学校

イ 主な監査項目

- (ア) 薬品類や刃物の管理状況
- (イ) 現金出納簿
- (ウ) 校舎等補修費関係書類

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、議会棟第一委員会室、中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、熊谷学校給食センター、成田小学校、玉井小学校、富士見中学校、大原中学校

(2) 監査期間

令和4年12月5日から令和5年2月9日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 現金出納簿が備えられていないものがあつたので、熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な様式を備えて事務処理を行うべきである。

【社会教育課、江南文化財センター、熊谷図書館、成田小学校】

イ 現金出納簿について、記入漏れや記入誤り、出納員による確認がされていないといったことが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条、第92条及び第103条に基づき適正に事務処理を行うべきである。

【中央公民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、大原中学校】

ウ 書籍販売の現金領収に当たっては、熊谷市会計事務規則第25条に基づき適正な領収書を交付するべきである。【江南文化財センター、熊谷図書館】

エ 入学準備金貸付金及び育英資金貸付金の債権管理について、督促が行われていなかったので、熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【教育総務課】

オ 中学校電柱等使用料が前納されていなかったのもので、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第4条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【教育総務課】

カ 出納員、分任出納員以外の職員が現金を取り扱っていたのもので、熊谷市会計事務規則第6条及び第7条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【江南幼稚園、江南文化財センター】

(2) 支出事務

契約伺いに添付された見積書に日付の記入のないものや原本がないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。 【社会教育課】

(3) 契約事務

文化会館防火設備定期検査報告業務委託等について、徴取した見積書や報告書に日付の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。 【文化会館】

(4) 補助金

指摘事項なし。

(5) 財産管理

ア 公印の備品登録漏れや所管の誤り、抹消漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条、第19条、第26条及び熊谷市公印規則に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【教育総務課、熊谷学校給食センター、江南学校給食センター、中央公民館、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館】

イ 備品登録漏れや所管の誤りがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【社会教育課】

ウ すでに廃棄された備品が備品台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【中央公民館、文化会館、熊谷図書館】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

教育委員会の定期監査において、市内の小・中学校45校の中から4校（成田小学校、玉井小学校、富士見中学校、大原中学校）を対象に現地監査を実施した。

薬品類や刃物の管理状況について、4校とも理科室の薬品庫に薬品名を明示の上、施錠して保管され、鍵は学校長若しくは教頭が管理し、使用実績は薬品管理簿で適正に管理されていた。また、刃物（包丁等）についても、4校とも家庭科室の施錠できる保管棚で刃物ごとに番号を付番の上、厳重に管理されていたことが確認できた。

学校教育課においては、監査対象校以外の学校に対しても、児童・生徒に危害が及ぶおそれのある薬品類等の管理状況を把握するとともに、厳正な管理方法

等について引き続き指導を徹底されたい。